

平成29年度 本市の主要な文化芸術事業等について

平成29年度 本市の主要な文化芸術事業等について

① 文化庁の京都への全面的移転方針の決定

▶平成29年4月 文化庁地域文化創生本部の創設【文化庁】

- ・「総括・政策研究グループ」、「暮らしの文化・アートグループ」、
「広域文化観光・まちづくりグループ」の3グループ体制でスタート

▶文化庁移転協議会の「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」の発表【文化庁】

▶文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法として公布・施行【文化庁】

▶「文化首都・京都」推進本部の設置【京都市】

▶平成29年度新規事業として、文化庁移転に伴う文化行政の総合的な機能拡充への取組を実施【京都市】



② 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

▶文化カプロジェクト2016-2020【京都市・京都府・京都商工会議所】

- ・今年度は「パフォーミング・アーツ」をリーディング事業として展開
- ・世界遺産・二条城を舞台に「東京キャラバンin京都・二条城」を開催(9月2~3日)

③ 京都市独自のリーディング事業

- ・大政奉還150周年記念事業
- ・東アジア文化都市2017京都
- ・二条城の本格修理と活用
- ・美術館の再整備
- ・京都遺産制度
- ・京都をつなぐ無形文化遺産制度 など



① 文化庁の京都への全面的移転方針の決定

文化庁地域文化創生本部の創設

29年
4月1日～

文化庁の各部課にまたがる業務を一体的・融合的に推進したり、観光・まちづくり等文化関連分野と積極的に連携したりするなど、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築

総括・
政策研究
グループ

暮らしの
文化・アート
グループ

広域文化観光・
まちづくり
グループ

文化庁移転協議会で「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」を発表

文化庁移転協議会は、これまでの検討を踏まえ、新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向け、「新たな文化芸術基本法の施行」、「新・文化庁の組織体制」、「文化庁地域文化創生本部（先行移転）の取組状況と課題」、「本格移転に向けて」を取りまとめられました。（詳細は参考1を参照）

29年
7月25日

概要

移転先は京都府警察本部本館に決定。平成33年度中の本格移転を目指し、準備を進める。

文化庁長官・次長を含む全体の7割程度が本庁・京都へ。（250人程度以上）

国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

① 文化庁の京都への全面的移転方針の決定

文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法として公布・施行

主な改正内容

趣旨

- 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
- 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

29年
6月23日

総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

(基本理念の改正内容)

- ① 「年齢、障害の有無または経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ② 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- ③ 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④ 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加

① 文化庁の京都への全面的移転方針の決定

「文化首都・京都」推進本部の設置

文化による社会の活性化や地方創生，国際交流への貢献を目指し，本市の文化政策を，あらゆる関連分野と融合・連携させていく，全庁横断的な体制として設置

29年
4月26日～

文化庁移転に伴う文化行政の総合的な機能拡充への取組

29年度
新規事業

文化庁の京都移転を契機に，文化芸術資源を活かした地方創生のモデルとなる取組を京都から発信していくため，観光・産業，福祉，まちづくり等の様々な分野との連携を強化した文化施策を推進し，文化行政の総合的な機能拡充を図る。

芸術家×職業 マッチング事業

若手芸術家が京都にとどまって活躍するために，芸術関連の職業についての情報を収集し，それを芸術家に紹介する事業を実施し，若手芸術家の社会的，経済的地位向上に繋げる。

また，若手芸術家の新たな制作活動環境を整備するための調査を実施し，その活動を地域のまちづくりに活かすための手法を検討する。

文化芸術で人が輝く 社会づくりのモデル事業

保健福祉局，子ども若者はぐくみ局と連携し，子育て支援施設や高齢者福祉施設等に芸術家派遣を行うことで，社会的困難を抱えた方も含めた様々な人々に対して，文化芸術の力を活用して社会参加につなげる取組を推進する。

文化庁のサテライトとしての 機能に関する企画・調査

京都に存在する様々な文化芸術資源（文化施設，文化事業など）を活用し，京都のまち全体が「新・文化庁」のサテライトとしての機能を果たすための企画・調査を行う。その成果を市民や文化芸術団体，経済界と共有することで，京都から文化の力による地方創生の実現を図る。



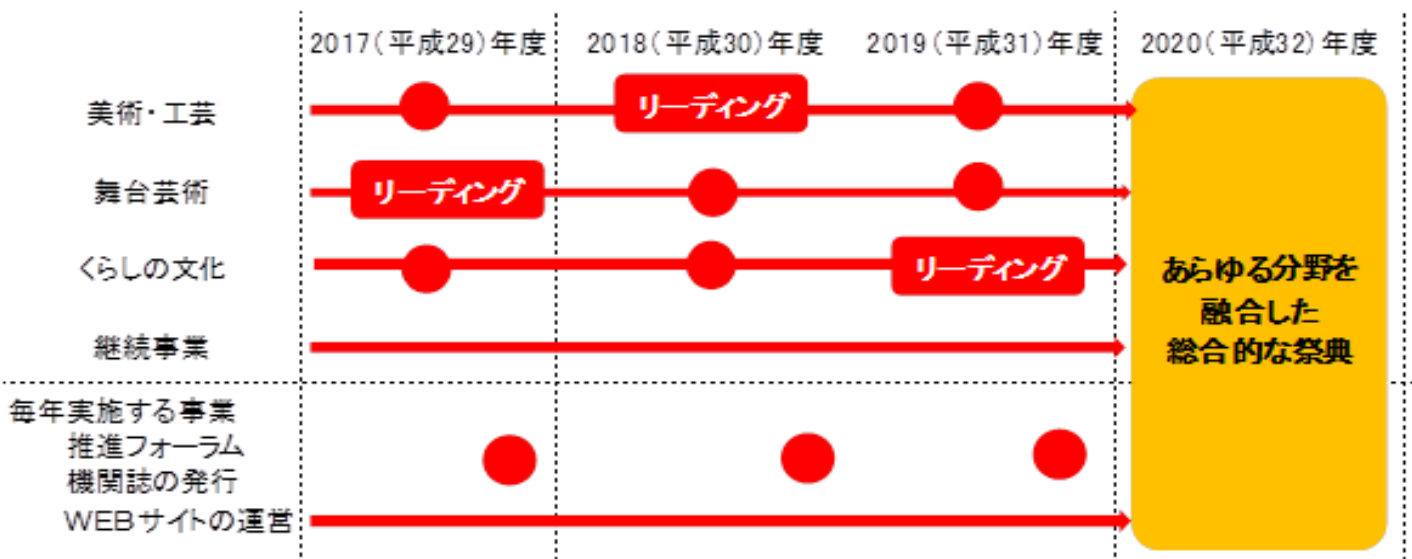
② 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

「京都文化カプロジェクト2016-2020」の開催

「京都文化カプロジェクト」は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、京都から多彩な文化・芸術を世界に発信するオール京都による祭典です。

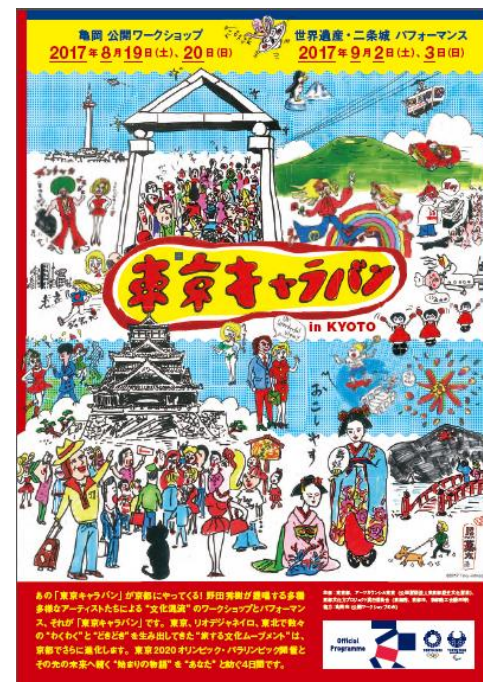
■事業計画

平成29年度から平成31年度まで、「美術・工芸」「舞台芸術」「くらしの文化」の3分野について、年度ごとに1分野でリーディング事業を実施し、平成32年度は全分野を融合した総合的な祭典を計画しています。



■平成29年度事業

- ・リーディング事業
→東京キャラバン
- ・推進フォーラム
- ・ワークショップ等



③ 京都市独自のリーディング事業

東アジア文化都市2017京都の開催

文化庁との共催事業である「東アジア文化都市」は、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、文化芸術による発展を目指す都市を各国から毎年1都市選定し、1年を通して文化芸術イベントなどを行う事業です。東アジアの相互理解を図るとともに、開催都市は、文化・産業・観光の振興を図り、継続的に発展することを目指します。

- 開催時期 平成29（2017）年2月～11月
- 開催都市 京都市，長沙市（中国），大邱広域市（韓国）
- 事業内容
 - ・オープニング事業
（開幕式典（2月），日中韓食文化シンポジウム（3月），伝統芸能公演（3月））
 - ・日中韓文化交流事業
（アーティストや青少年の交流，開催都市の式典や交流事業への行政団・芸能団等の相互派遣）
 - ・コア期間事業「アジア回廊 -Asia Corridor-」（8～11月）
⇒ 東アジア地域出身のアーティスト，演奏家，作家等を中心に，現代美術，舞台芸術，音楽，マンガ・アニメの4部門で展開する芸術祭を開催
 - ・京都の文化力事業（世界遺産 二条城での伝統芸能公演など）
 - ・市民の文化芸術活動との連携事業
 - ・クロージング事業（11月）

■関連事業

日中韓文化大臣会合，日中韓芸術祭（8月），日中韓文化芸術教育フォーラム（国主催）
東アジア文化都市サミット（8月）（京都市主催）



東アジア文化都市 2017 京都
CULTURE CITY OF EAST ASIA 2017 KYOTO



東アジア文化都市2017京都開幕式典
日中韓文化交流公演(中国・長沙市)

大政奉還150周年記念プロジェクト事業

平成29年(2017)は、二条城において、徳川慶喜が朝廷への政権返上を表明した慶応3年(1867)の「大政奉還」から150年を迎えています。

京都市では、この機会を捉え、幕末維新に縁をもつ全国の21都市とともに、文化・観光等の振興を通じて、相互に交流・連携を図る記念事業を実施しています。

■開催時期 平成29(2017)年1月～12月

■開催場所 元離宮二条城(世界遺産)をはじめとする京都市内及び
全国のプロジェクト参画都市における幕末維新ゆかりの史跡 等

■プロジェクト参画都市

会津若松市, 千代田区, 品川区, 調布市, 日野市, 静岡市, 上田市, 福井市,
桑名市, 大阪市, 和歌山市, 高梁市, 福山市, 萩市, 下関市, 宇和島市, 高知市,
長崎市, 熊本市, 霧島市, 鹿児島市, 京都市

■事業内容 記念シンポジウム・講座等の開催

二条城を舞台に、幕末を体感できる文化・観光イベント

参画都市サミットの開催～明治150年に向けて～

参画都市のミュージアム等を巡る「幕末維新スタンプラリー」の実施
参画都市における連携事業(幕末関連の特別展, 文化財特別公開) など



京都二条城における
「大政奉還図」
(邨田丹陵筆, 聖徳記念絵画館蔵)



③ 京都市独自のリーディング事業

世界遺産・二条城 本格修理と活用

二条城の文化財としての価値を守り、京都を代表する文化観光施設として観覧者の安心安全を確保するため、平成23年度から、100億円を超える規模の財源を投じ、築城以来の本格的な保存修理工事を進めており、これまでに唐門や東大手門の修理が完了しました。今後も引き続き、保存修理工事を行うとともに、二条城が、文化財の保存と活用の全国モデルとなるべく、その格式と歴史的価値を最大限に活かし、その魅力を国内外に発信していきます。

(本格修理事業)

平成29年3月 東大手門保存修理工事が完了
平成29～33年度 本丸御殿保存修理工事を実施

■対象建物

国宝二之丸御殿6棟、重要文化財22棟(本丸御殿等)等

■現段階での進捗と今後の予定

第一期 平成23～28年度 唐門・東大手門等
第二期 平成29～33年度 本丸御殿(玄関他3棟)
第三期 平成34～37年度 二之丸御殿(白書院他2棟等)
第四期 平成38～46年度 二之丸御殿(遠侍他2棟)
指定文化財(東南隅櫓他14棟)

(主な活用事例)

平成27年 10～12月 アートアクアリウム城(平成26年も実施)
平成28年 10月19日 スポーツ・文化・ワールド・フォーラム 二条城文化イベント
平成29年 8月19日～10月15日 東アジア文化都市2017京都「アジア回廊 現代美術展」
10月13日、10月15日 東アジア文化都市2017京都「伝統芸能公演」の開催
10月 大政奉還 参画都市サミットの開催 など



③ 京都市独自のリーディング事業

京都市美術館 再整備

開館80周年の節目を迎えた平成25年度、建物や設備の著しい老朽化をはじめとした様々な課題を克服するとともに、50年後、100年後を見据えた将来像を明らかにするため、「京都市美術館将来構想」を策定しました。また、「将来構想」を具体化すべく、平成27年3月には、「京都市美術館再整備基本計画」を策定し、平成28年3月には、基本設計が完了しました。

平成29年2月には、京セラ株式会社と50億円(50年間)のネーミングライツに関する契約を締結しました。今年度は、実施設計・工事等を行い、平成31年度内のリニューアルオープンに向けて、取組を進めていきます。

■ 整備のコンセプト

- (1) 文化芸術都市・京都の新たなシンボルとなる美術館
- (2) 日本を代表する複合型美術館
- (3) 日本有数の集客力がある美術館

■ 整備プラン

- (1) スケジュール
27年度 基本設計
28年度 工事業者を決定、実施設計着手
29年度 実施設計・工事等
- (2) 事業費 約100億円



③ 京都市独自のリーディング事業

まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度

京都市には、約三千の国宝，重要文化財，市指定登録文化財をはじめ，多くの貴重な有形・無形の文化遺産があります。

こうした京都の文化遺産をテーマ毎にまとめ，地域性，歴史性，物語性を持った集合体として認定する「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（略称：「京都遺産」）」制度を創設し，平成29年3月30日，制度初の認定として，以下のテーマを決定しました。

北野・西陣でつづられ
広がる伝統文化

山紫水明の千年の都で
育まれた庭園文化

世代を越えて受け継がれる
火の信仰と祭り

京都をつなぐ無形文化遺産制度



世代を越えて暮らしの中で受け継がれてきた無形文化遺産の価値を再発見・再認識し，内外に魅力を発信するとともに，大切に引き継いでいこうという市民的気運を盛り上げるため，“京都をつなぐ無形文化遺産”制度を創設し，これまで，以下を選定しました。

- ・京の食文化
- ・京の地蔵盆
- ・京の菓子文化
- ・京・花街の文化
- ・京のきもの文化

29年度は京の年中行事を予定